

鳥取県補助金等審査会(革新的事業創出支援補助金審査会)運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県革新的事業創出支援補助金審査会(以下「審査会」という。)に関し、運営に必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、具体的には、鳥取県革新的事業創出支援補助金に応募があった事業について、事業内容及び研究手法の妥当性について面接方式により審査を行い、補助事業として適当なものを選定するものとする。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命された日から任命された日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 審査会の会議は、鳥取県商工労働部産業未来創造課長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員の合議により決する。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、鳥取県商工労働部産業未来創造課において行う。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。